# ひとのチカラ

14

# 子ども・青少年 ~子ども・青少年が健やかに成長できるかながわをめざして~

多くの若者が家庭を持つという希望がかない、 安心して子どもを生み育てることができる 環境が求められています。

特に「子ども・子育て支援新制度」の施行(2015年度~)

に伴い、子ども・子育て支援の充実が

求められています。

そこで、結婚から育児までの

切れ目ない支援を行い少子化対策に

取り組むとともに、若者や子育てを

応援する社会の実現をめざします。

また、児童虐待相談件数の増加、

子どもの貧困、ひきこもり・非行等

青少年の抱える問題など、

子ども・青少年をとりまく環境は

厳しさを増しています。

そこで、子どものいのちと尊厳を守り、

将来への可能性を拓くとともに、

青少年の健全な成長を支え、

社会的自立を支援する

社会の実現に取り組みます。



#### プロジェクトのねらい

- ▶ 安心して生み、育てる環境の実現
- ▶ 子どものいのちを守り、可能性を拓く社会づくり

土教警

▶ 青少年を健全に育み、自立を支援する社会づくり

### 具体的な取組み

# **4** 子ども・子育て支援と結婚から育児までの切れ目ない支援

- ○安心して子育てができるよう、市町村と連携して子育 て家庭のニーズに応じた幼稚園・保育所・認定こど も園などの教育・保育環境の充実を図るとともに、保 育士確保に向けて、潜在保育士の職場復帰支援や 地域限定保育士試験の実施などに取り組み、待機 児童ゼロの早期実現をめざします。さらに、小学生の 放課後対策の充実を図ります。
- ○結婚支援、小児・周産期の医療体制の整備、さらに 育児までの切れ目ない支援を行うとともに、かながわ 子育て応援パスポートの充実などにより、家庭や地域、 企業など社会全体で子育てを応援します。

主な取組内容	2015	2016	2017	2018
保育サービスの基盤づくりと子育て家庭 のニーズに応じた教育・保育の提供	多様な教育・保育サービスの充実支援、 提供体制の確保			
実施主体   県、市町村、民間				
結婚・妊娠・出産・育児の				
切れ目ない支援	結婚から育児までの切れ目ない支援			
実施主体   県、市町村、民間				

### ③ 支援を必要とする子どもを守る体制づくり

- ○児童虐待を防止するため、児童相談所が児童の保護や家族の支援に確実に取り組むとともに、関係機関の連携の要となる市町村要保護児童対策地域協議会への支援などにより、子どもにかかわる機関の連携を強化します。
- ○他者への思いやりや自分を大切にする心を育むために、いのちの大切さの学びを深めるとともに、いじめの未然防止、早期発見・解決を図り、暴力行為や不登校など課題を抱えた児童・生徒を支援するため、学校や地域、家庭、関係機関などとの連携強化を図ります。
- ○社会的養護を必要とする子どもの成長を支援するため、新たに開設した里親センターを中心に里親制度の一層の普及に取り組むとともに、情緒障害児短期治療施設などからなる県立の児童自立支援拠点を整備します。また、生活困窮の懸念が高い母子世帯への支援に重点を置いて、子どもの貧困対策を推進します。

主な取組内容	2015	2016	2017	2018	
児童虐待の防止に向けた取組みと 関係機関との連携の推進 <sub>実施主体   県、市町村、民間</sub>		児童相談所 関係機関と <i>の</i>	fの取組みと D連携の推進		
いのちを大切にする心を育み、いじめ・ 暴力行為などを防止する取組みの推進 実施主体   県、市町村、民間	いのちの授業などの推進。 学校や関係機関などとの連携強化				
社会的養護を必要とする子どもや 貧困の状態にある子どもへの支援 実施主体   県、市町村、民間	支援の推	進・児童自立	支援拠点の	整備•運営	

# ☑ 青少年の健全育成と自立の支援

- ○青少年をとりまく社会環境の健全化に向けて、青少年 保護育成条例と青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取 組みを行うとともに、関係業界、地域、家庭、学校、関係 団体など、社会全体で青少年の健全育成を図ります。
- ○困難を有する青少年が円滑に社会生活を営めるよう、 様々な悩みに対する総合相談と自立に向けた支援に 取り組みます。また、地域若者サポートステーションに おいて、働くことに悩みを抱える青少年の職業的自立 を支援するなど、地域における相談・支援体制の充実 を図ります。

主な取組内容	2015	2016	2017	2018
青少年をとりまく社会環境健全化の推進				
実施主体   県、市町村、民間	社会環境健全化の推進			
困難を有する青少年の相談・支援の				
充実	困難を有する青少年の相談・支援の充実			
実施主体   県、市町村、民間				